

大阪市告示第913号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年6月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 下福島プール 水泳場（屋内プール）	令和7年7月24日（木）	午前9時から 午後5時まで
	令和7年7月31日（木）	午前9時から 午後5時まで

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立 下福島プール 水泳場（屋外）	令和7年7月3日（木）
	同月10日（木）
	同月17日（木）

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 下福島プール 水泳場 トレーニング場	令和7年7月1日（火）から 同月2日（水）まで	午前9時から 午後10時まで
	令和7年7月4日（金）	午前9時から 午後10時まで
	令和7年7月7日（月）から 同月9日（水）まで	午前9時から 午後10時まで
	令和7年7月11日（金）	午前9時から 午後10時まで

	令和 7 年 7 月 14 日（月）から 同月 16 日（水）まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
	令和 7 年 7 月 18 日（金）	午前 9 時から 午後 10 時まで
	令和 7 年 7 月 22 日（火）から 同月 23 日（水）まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
	令和 7 年 7 月 25 日（金）	午前 9 時から 午後 10 時まで
	令和 7 年 7 月 28 日（月）から 同月 30 日（水）まで	午前 9 時から 午後 10 時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）